



ご存知ですか？ 民生委員・児童委員

◆問合先 総合福祉センター社会福祉課 ☎79-7151

民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の委嘱を受け、**地域福祉の担い手**として活動しているボランティアです。

民生委員は、同じ地域で生活する住民の一員として、住民からのさまざまな相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、地域の専門機関への「**つなぎ役**」としての役割を担っています。

また、民生委員は児童福祉法によって児童委員を兼ねており、子どもや子育て家庭の相談支援とともに、児童の健全育成活動にもあたっています。

民生委員・児童委員の一部は、子どもや子育て支援を専門に担当する主任児童委員に指名されます。

地域を「見守る」、
「つながり」をつくる

民生委員・児童委員になってみませんか？

民生委員・児童委員は**無報酬**ですが、活動に**必要な費用**（交通費など）の一部は支弁されます。資格や専門知識は**不要**です。また、住民の個別の相談に応じるために、**守秘義務**が課せられます。

すべての民生委員・児童委員は、それぞれの地域において、民生児童委員協議会に所属（香芝市には東地区、中地区、北地区の民生児童委員協議会があります。）しているので、**多くの仲間とともに協力しながら活動**しています。

働きながら活動している民生委員・児童委員も多くいます。

民生委員・児童委員の任期は**3年**で、3年おきに一斉改選が行われます。次の期も継続して活動することも可能です。

報酬は？ 資格は必要？
守らなければならないルールは？
働きながらの活動は？
ひとりでの活動は不安・・・



次の一斉改選は**令和7年12月1日**です！